

令和 7 年

第 1 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 7 年 1 月 3 0 日

閉会 令和 7 年 月 日

八 雲 町

アスタリスク

個人情報の保護により議案の一部を「*」で表示しています。

議案第 1 号

訴えの提起について

次のとおり金属プレス等売買代金に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

所在地 二海郡八雲町*****

名 称 *****

***** * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町から金属プレス等を買受けたが、長期間にわたり売買代金の支払いを怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件売買代金の未納金の支払いを求める訴えを提起する。

3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、売買代金1,600,000円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、平成26年度金属プレス等の売却に係る見積合わせ（全4回）を実施し、そのうち第1回から第3回までを被告となるべき者が落札したので、それぞれ平成26年4月1日、同年7月1日、同年10月1日に被告となるべき者と契約を締結し、被告となるべき者は本件売買代金の支払義務を負った。
- (2) 被告となるべき者は、平成26年11月分7,540円、12月分1,592,460円、合計1,600,000円の支払いを怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、平成27年以降、誓約書履行催告書、最終通告書を送付し、任意の履行を求めるとともに、電話による事情聴取を行った。

- (4) 直近においては、令和6年10月31日、町は被告となるべき者に対し、電話による支払催告を行ったが、本件売買代金の未納金の支払に応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件売買代金の未納金の支払いを求める。

5 管轄裁判所

函館地方裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から本件売買代金の未納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

令和7年1月30日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

令和 6 年度八雲町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年度八雲町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,281,564 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 1 月 30 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,552,848	千円 1,290	千円 5,554,138
	1 地方交付税	5,552,848	1,290	5,554,138
15 国庫支出金		1,320,229	166,365	1,486,594
	2 国庫補助金	471,333	166,365	637,698
歳 入 合 計		18,113,909	167,655	18,281,564

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 2,847,645	千円 94,644	千円 2,942,289
	1 社会福祉費	1,818,757	94,644	1,913,401
7 商工費		400,117	73,011	473,128
	1 商工費	400,117	73,011	473,128
歳 出 合 計		18,113,909	167,655	18,281,564

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業	94,154
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応プレミアム商品券発行事業	70,476

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,552,848	1,290	5,554,138
15 国庫支出金	1,320,229	166,365	1,486,594
歳入合計	18,113,909	167,655	18,281,564

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	2,847,645	94,644	2,942,289
7 商工費	400,117	73,011	473,128
歳出合計	18,113,909	167,655	18,281,564

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
94,644	0	0	0
71,721	0	0	1,290
166,365	0	0	1,290

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	千円 5,552,848	千円 1,290	千円 5,554,138
計	5,552,848	1,290	5,554,138

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	千円 248,209	千円 94,644	千円 342,853
7 商工費国庫補助金	0	71,721	71,721
計	471,333	166,365	637,698

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8 低所得世帯 支援給付金 給付事業費	千円 103,850	千円 94,644	千円 198,494	千円 94,644	千円	千円	千円
計	1,818,757	94,644	1,913,401	94,644	0	0	0

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	千円 234,752	千円 73,011	千円 307,763	千円 71,721	千円	千円	千円 1,290
計	400,117	73,011	473,128	71,721	0	0	1,290

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 1,290	普通交付税	千円 1,290

1 社会福祉費補助金	千円 94,644	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 94,644
1 商工費補助金	71,721	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	71,721

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 420	消耗品費 印刷製本費	千円 252 168
11 役務費	1,616	運搬料 口座振替等手数料	1,050 566
12 委託料	3,608	システム改修業務委託料	3,608
19 扶助費	89,000	低所得世帯支援給付金	89,000

18 負担金補助及び交付金	千円 73,011	物価高騰対応プレミアム商品券発行事業補助金	千円 73,011

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 月 30 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

令和6年度八雲町一般会計補正予算（第11号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月25日

八雲町長 岩村克詔

令和6年度八雲町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度八雲町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,113,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,262,784	千円 290,064	千円 5,552,848
	1 地方交付税	5,262,784	290,064	5,552,848
18 寄附金		1,420,001	580,000	2,000,001
	1 寄附金	1,420,001	580,000	2,000,001
歳 入 合 計		17,243,845	870,064	18,113,909

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,730,439	千円 870,064	千円 4,600,503
	1 総務管理費	3,652,779	870,064	4,522,843
歳 出 合 計		17,243,845	870,064	18,113,909

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,262,784	290,064	5,552,848
18 寄附金	1,420,001	580,000	2,000,001
歳入合計	17,243,845	870,064	18,113,909

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,730,439	870,064	4,600,503
歳出合計	17,243,845	870,064	18,113,909

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	580,000	290,064
0	0	580,000	290,064

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,262,784	290,064	5,552,848
計	5,262,784	290,064	5,552,848

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援寄附金	1,420,000	580,000	2,000,000
計	1,420,001	580,000	2,000,001

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 地域振興対策費	2,350,095	870,064	3,220,159			580,000	290,064
計	3,652,779	870,064	4,522,843	0	0	580,000	290,064

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 290,064	普通交付税 千円 290,064

1 ふるさと応援寄附金	千円 580,000	ふるさと応援寄附金 千円 580,000

節		説明
区分	金額	
7 報償費	千円 150,800	ふるさと応援寄附金返礼品 千円 150,800
11 役務費	62,186	ふるさと応援寄附金返礼品等運搬料 47,820 ふるさと応援寄附金奨励事業各種手数料 14,366
12 委託料	77,078	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料 77,078
24 積立金	580,000	ふるさと応援基金積立金 580,000

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 30 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 16 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 7 月 18 日、八雲町元町 61 番 7 の町営住宅元町団地における草刈作業中に飛び石によって敷地内にある公衆電話ボックスのガラスを破損させたことについて、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 66,260 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 札幌市*****

***** * * * * |